エコ・ファースト認定基準の見直しについて

「エコ・ファースト制度」は、ある企業が、環境の分野において「先進的、独自的でかつ業界を リードする事業活動」を行っている企業(環境先進企業)であることを、環境大臣が認定する制度 として、2008年4月にスタートし、本年で15年目を迎えます。

この間、世界的に ESG 投資が拡大し、パリ協定や SDGs が採択され、TCFD や SBT、TNFD、J4CE 等の枠組みが重要性を増し、世界的にも多くの企業の賛同を得ているなど、脱炭素をはじめとする 持続可能性確保に向けた取組の世界的潮流は、大きく広がっています。

こうした世界的潮流を背景として、環境経営に取り組む企業が飛躍的に増加する中で、エコ・ファースト認定企業の活動の更なる拡大、質や多様性の更なる向上を目指し、「環境先進企業の認定」という本制度の意義を確保する観点から、現行の認定基準(エコ・ファースト制度実施規約第3条第1項及び別表に定める基準)について見直しを行う予定です。見直しの内容としては、例えば以下のようなものを検討中です。

1. 先進性・独自性・波及効果の判断方法の見直し

現行の認定基準においては、1つ以上の環境分野における目標が、先進性・独自性・波及効果を総合的に判断してエコ・ファーストにふさわしいものであることを求めています。この「先進性・独自性・波及効果を総合的に判断してエコ・ファーストにふさわしいもの」の該当性判断に関し、環境省として、それに該当すると考えられる目標の具体例等を公表することとし、当該判断は、当該具体例等に照らして行うものとします。

2. 持続可能性確保に向けた取組の先導に関する認定基準の追加

自社での取組に加えて、同業他社や自社バリューチェーン上の他社を数多く巻き込み、取組を 行うなど、持続可能性確保に向けた取組をリードすることへのコミットを認定基準に追加します。

3. 社会的に一般化した認定基準のアップデート

エコ・ファースト制度実施規約別表に定める認定基準項目のうち、すでに大多数の企業が当該 取組を行っているなど、社会的に一般化してきており、エコ・ファーストの認定をする際にはよ り高い水準が求められると考えられるものについては、世界的潮流等も踏まえてアップデートを 行います。

4. 認定企業の多様性向上に向けた認定基準項目の追加

エコ・ファースト認定企業の活動に更なる多様性をもたらすため、幅広い業種の環境先進企業が認定を受けられるように、認定基準項目を追加します(例えば、気候変動適応、サステナブル・ファッション、環境経営コンサルティングに関する基準の追加を想定しています。)。

なお、見直し後の認定基準は、2023年4月から適用する予定です。